

市有水路への転落に伴う負傷者の発生について

令和 5 年 3 月 7 日（火）午前 9 時 40 分頃、市有水路に通行者が転落し、負傷する事案が発生しました。当該事案において負傷された方、関係の皆様には深くお詫びいたします。また、今後このような事態を起こさないよう再発防止の徹底に取り組みます。事案の概要等は以下のとおりです。

1 事案の概要

- (1) 発生場所 堺市東区菩提町 5 丁 61 地先
- (2) 被害状況 堺市美原区在住の男性（70 歳代）1 名
首の骨折、後頭部損傷
- (3) 発生状況等 令和 5 年 3 月 7 日（火）午前 9 時 40 分頃、当該箇所を被害者が自転車で走行中、車が横を通過する際に水路側の転落防止柵（スチール製、高さ約 1.20m）にもたれかかったところ、転落防止柵の片方の支柱の基礎が外れ、深さ 1.52m の水路へ転落しました。
その後、被害者本人が堺市消防局に連絡し、救急車で医療機関へ救急搬送されました。
同日午前 9 時 45 分頃、消防局から黒山警察署に連絡、その後、午前 10 時 40 分頃、黒山警察署から堺市北部地域整備事務所が一報を受け、ただちに職員が現場に急行し、現場状況の確認及び仮設対応を行いました。
同時刻、北部地域整備事務所から当該水路と転落防止柵を管理する農業土木課にも連絡がありました。

2 原因等

農業土木課では土地の所有権を有する農業用水路を定期点検の対象としています。当該水路は青線水路（※）に存する農業用水路であり、点検の対象外であったことから、本事案の要因となった転落防止柵根元の損傷が確認できていませんでした。

なお、損傷の要因は転落防止柵の支柱の根元が犬の小便などにより劣化していたことと推測されます。

※青線水路

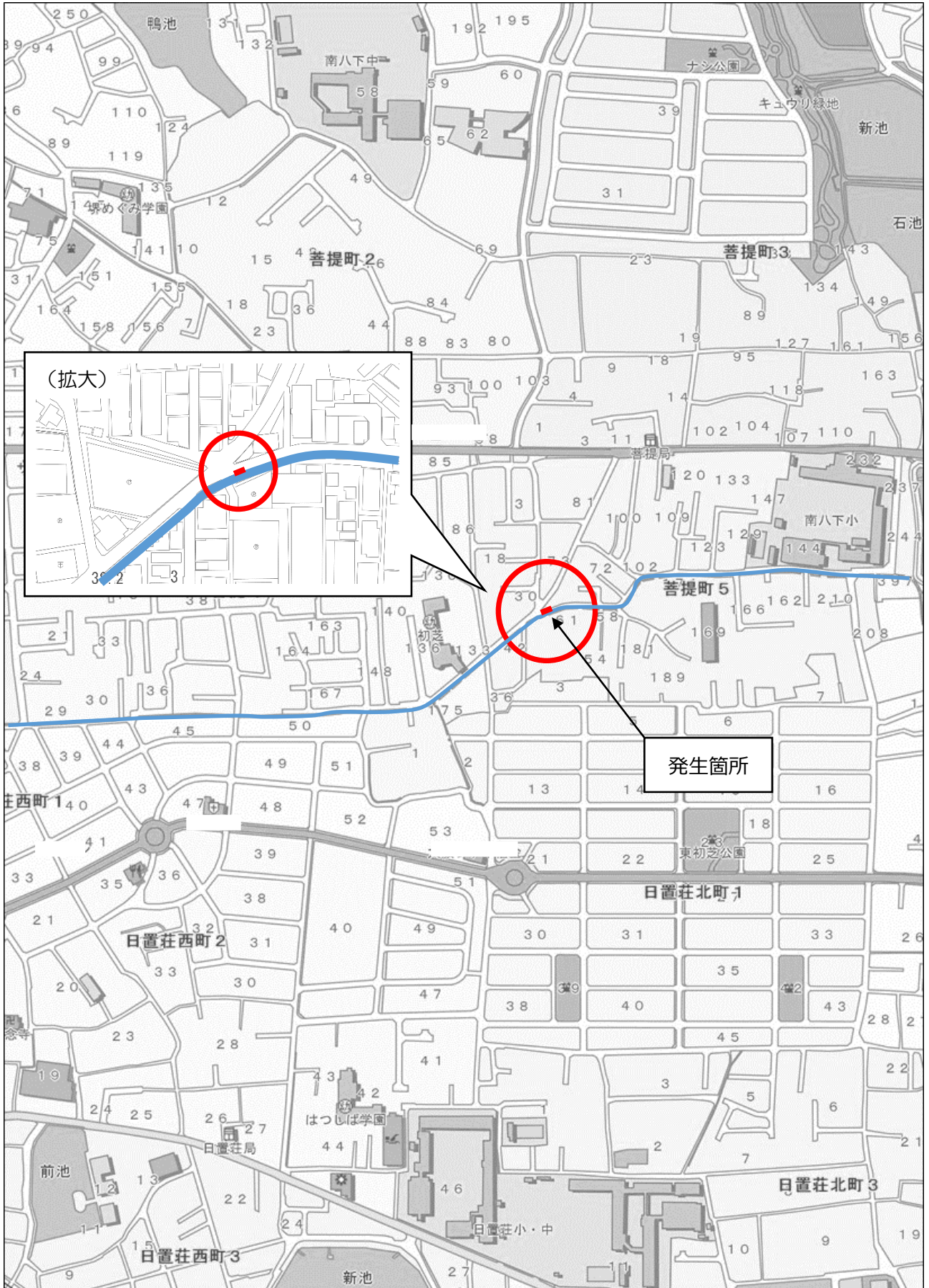
道路や河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの管理に関する法律の適用を受けないものを法定外公共物と言い、一般的に昔からの農業用水路は青線水路、農道は赤線里道として分類されています。

3 対応

- ・事案発生後ただちに仮設支柱による当該転落防止柵の固定を行いました。今後、速やかに本改修を進めます。
- ・3月8日（水）に今回事故が発生した水路全区間（約 2.6km）の転落防止柵の損傷の有無を点検しました。点検の結果、2箇所の異常を確認したため応急対応を行いました。この2箇所についても、速やかに本改修を進めます。
- ・3月9日（木）から農業土木課で管理している其他水路の転落防止柵（約 40km）について、触診による点検を4班体制（2名/班）で実施しており、3月15日（水）までに点検を終える見込みです。
- ・再発防止策として、事案発生後に実施した緊急点検を踏まえて今後の点検に関する計画を立案し、当課所管水路全域の転落防止柵の定期点検を実施します。
- ・3月9日（木）に、堺市内の土地改良区と水利組合に対し、管理されている転落防止柵の早急な点検の実施を依頼しました。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：産業振興局 農政部 農業土木課 電 話：072-228-6972 ファックス：072-228-7370
----------------------------	---

【資料1 位置図】



【資料2 事故の状況】

○ 航空写真

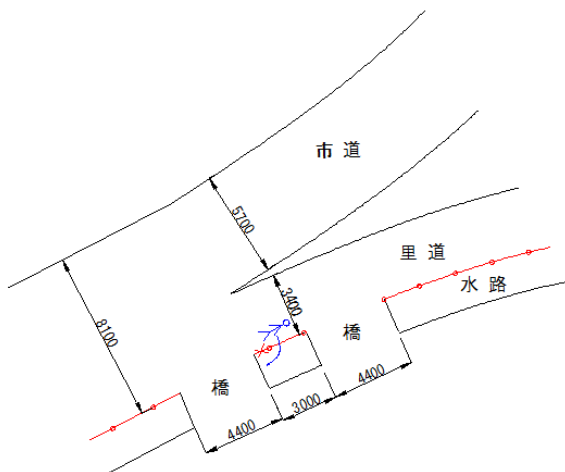


- 転落防止柵
- 損傷した転落防止柵

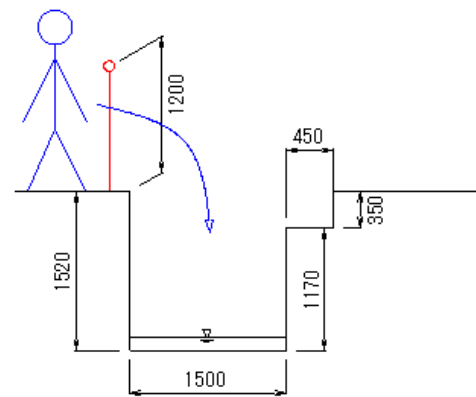
柵支柱の根元劣化のため、柵が開いてしまった

○ イメージ図

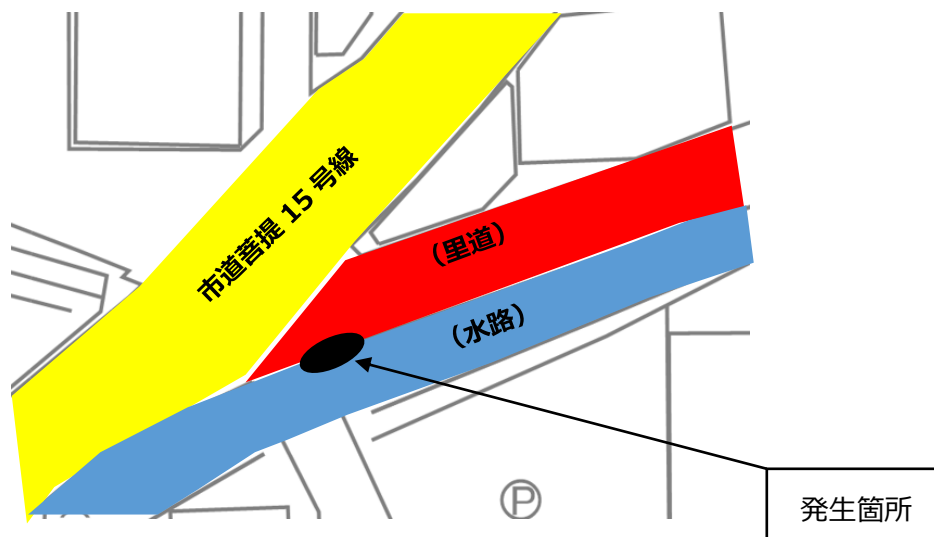
(平面図)



(断面図)



【資料3 土地について】



【資料4 現場写真】

○ 事故発生時の状況



○ 仮復旧の状況（現況）

